

## 令和3年第4回臨時会（12月16日）

会議に付した事件は次のとおりである。

議案第52号 令和3年度月形町一般会計補正予算（第5号）

議案第53号 令和3年度月形町一般会計補正予算（第6号）

意見案第8号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を  
求める要望意見書の提出について

○ 副議長 大釜 登 本日は、議長が都合により欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

○ 副議長 大釜 登 ただ今の出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和3年第4回月形町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

議事日程第1号はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

○ 副議長 大釜 登 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

楠 順一 議員

東出 善幸 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

○ 副議長 大釜 登 日程2番 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 副議長 大釜 登 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎ 日程3番 議案第52号 令和3年度月形町一般会計補正予算（第5号）

○ 副議長 大釜 登 日程3番 議案第52号 令和3年度月形町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 副議長 大釜 登 副町長。

## 令和3年第4回臨時会（12月16日）

- 副町長 堀 光一 議案書3ページをお開きいただきたいと思います。ただ今、議題となりました議案第52号 令和3年度月形町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第5号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,422万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,030万7,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページから5ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

事前にお配りさせていただいております議案の資料をご覧いただき、説明をさせていただきます。議案第52号及び議案第53号資料と記したものでございます。今回の議案第52号に係る補正予算の事業でございますが、一つに冬季ぼかぼか生活応援事業、いわゆる福祉灯油事業に代わるものでございますけれど、この事業の目的は、原油価格高騰に係る町の支援策としまして、低所得世帯の冬季生活費の一部及び福祉施設等への冬季燃料代の一部を助成をして、町民生活の安定と福祉の増進を図るという目的でございます。対象者につきましては、大きく二つに分けられまして、一つ目に町民でございますけれど、町民につきましては世帯全員が住民税非課税の世帯のうち70歳以上の方がいる世帯ほか、②から⑤の世帯、合わせまして330世帯を予定しております。二つ目に施設でございますけれど、福祉施設5か所ほか、合わせまして計12事業所を予定しております。支給額は、町民に対しましては1世帯につき1万円、施設につきましては、入所の施設は定員数に5,000円を乗じた額、通所、訪問、相談を主体とした事業所及び医療関係事業所は1事業者あたり一律1万円でございます。支給方法と支給の時期につきましては、この事業は年内に支給を開始したいということで、事前に予定事業として事務を進めておりますが、町民に対しましては12月17日までに申請をされた分は年内の支給、それ以降につきましては、年明けの1月以降の支給を予定しております。施設につきましては、年明けの1月以降に支給をしたいと考えております。予算につきましては、歳出で交付金577万円、事務費19万2,000円、財源は月形町の一般財源でございます。次の事業でございますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、これにつきましては国費の事業でございますけれど、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の世帯に対しまして、生活支援を受けられるよう1世帯10万円を支給するというものでございます。対象は、令和3年12月10日を基準日としまして、世帯全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯、また、前述の世帯と同様の事情にあると認められる世帯、合わせまして915世帯を予定しております。支給方法でございますが、本事業の細部に渡っての取り扱いに関する通知が来てご

## 令和3年第4回臨時会（12月16日）

ございませんので、それが明らかになった後に、速やかに申請等をしてもらう等の手続きに入りたいと思っております。支給時期につきましても、今ほど申し上げましたが、申請書を取りまとめて、できるだけ早期の支給をしていきたいと考えておりますが、これにつきましては年明け、令和4年に入ってということになる予定でございます。これらに係る予算額でございますが、歳出で交付金が9,150万円、事務費が188万5,000円でございます。財源は全額を国庫補助金として見込んでございます。次に、子育て世帯等臨時特別支援事業でございますが、18歳以下の児童に対しまして1人あたり10万円を支給するという国の事業でございます。先日、国の補正予算が、衆議院を通過いたしました。政府の考えでありますけれど、当初、現金5万円とクーポン5万円、合わせて10万円を給付するというものでありまして、その考えに基づきまして、本町でも5万円を現金支給するというもので、年内支給に向けて早急に今回の補正予算第5号を提案させていただいたところでございますが、その後、政府はこの10万円の給付につきまして、要件なしで10万円を現金で一括給付することを認めるという方針に変わりました。変更後の方針に基づきまして、本町としましても10万円全額を現金支給するというにしたいという考えでございます。クーポンによる給付につきましては、クーポンの使えるお店や活用の範囲などが限定的になる部分がございます。本町においてはそれが顕著だという部分がございます。また、事務費や事務負担が多くなるということもございます。そして、クーポンで給付をするということになりますと、給付の時期が来春以降と遅い時期になるということもございまして、それらを考慮して、現金支給とする考えでございます。先ほど申し上げましたとおり、今回の補正予算第5号では、当初の現金5万円という考えで、その分の補正予算を組まさせていただいております。その後、政府の方針の変更に伴いまして、この議案第52号に追加して、後ほど、ご提案させていただきます議案第53号で、更に5万円を現金で給付するということを追加する予算を提案をさせていただきたいと思っております。この資料の目的から予算額までは、10万円を現金支給するという考えでの説明となっておりますので、ご承知をいただきたいと思います。この事業の対象者でございますけれども、①から③までの世帯に係る児童でございます。予定では280名を予定しております。国の事業では、児童の養育者の年収が、これは一つの目安ですけれど、960万円以上の世帯を除いた者を対象とするということで、それを除いた280名でございます。支給の方法につきまして、一つには、児童手当の支給口座に振り込むということ、また、その他につきましては、申請を必要とするということでございます。支給の時期は、児童手当が支給している世帯につきましては年内支給ということで、これにつきましても、事前から準備を進めさせていただいてお

## 令和3年第4回臨時会（12月16日）

ります。その他につきましては、12月17日までに申請をいただくと年内支給を、それ以降の申請は年明けということで予定をしております。予算額でございますが、歳出は交付金が2,800万円、事務費が42万8,000円、歳入は全額が国庫補助金ですけれど、補正予算第5号につきましては、交付金1,400万円、事務費42万8,000円を計上させていただいております。次に、子育て世帯等臨時特別支援拡充事業でございますけれど、これにつきましては、今ほど申し上げました国の子育て世帯等臨時特別支援事業の対象とならない児童に対して、町が単独で国と同じく1人あたり10万円を支給をするというものであります。目的のところに書いてございますけれど、児童の養育者が年収960万円以上というのは、一つの目安でございます。扶養の児童が2人と配偶者の4人の世帯として、960万円以上の場合については、国の事業においては対象とはなりませんけれど、月形町については公平性を考慮して、町が単独でこの養育者へ支給をするというものでございます。対象の児童につきましては、9名ということで予定をしております。支給方法、支給額、支給の時期につきましては、先ほどの国の事業の支給方法等と同様でございます。予算額につきましては、交付金が90万円、補正予算第5号につきましては45万円を計上してございます。以上で事業の説明を終わらせていただきまして、議案書に戻っていただきたいと思います。

議案書16ページでございます。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 補正額9,934万7,000円、説明欄でございますが、冬季ぼかぼか生活応援事業、交付金といたしまして、冬季燃料費助成、町民を対象として330世帯の330万円、福祉施設等燃料費助成、12事業所の247万円でございます。次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業につきましては、交付金といたしまして915世帯分の9,150万円、その他は事務費でございます。続きまして、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費 1,442万8,000円増額でございます。説明欄でございますが、子育て世帯等臨時特別支援事業、先行給付金と呼んでおりますけれど、子育て世帯への臨時特別給付、対象280名の1人あたり5万円、1,400万円でございます。次に、子育て世帯等臨時特別支援拡充事業、国の事業の給付対象とならない児童9名の1人あたり5万円、合計45万円でございます。

12ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございます。14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 2目 民生費国庫補助金 補正額1億781万3,000円、住民税非課税世帯等に対する給付金の補助金と子育て世帯等への支援事業費の補助金でございます。14ページでございます。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額641万2,000円、今回の補正のうち月形町の一般財源分を繰越金で対応したいと考えてございます。以上

## 令和3年第4回臨時会（12月16日）

で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

- **副議長 大釜 登** ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- **副議長 大釜 登** 東出善幸議員。
- **議員 東出 善幸** 福祉灯油の実施なのですけれど、私の一般質問でさせていただきましてけれど、支援していただけるということは、町民は大変助かると思いますし、感謝申し上げます。  
そこで、何点か教えてください。まず1つ目は、ぽかぽか生活応援事業の中で、1世帯につき1万円にした根拠は何でしょうか。次に2つ目、今は灯油価格が若干下がっているみたいなのですが、今後、状況によっては価格が上昇することも十分に考えられますけれど、そうなった時に対しても、今回の1回限りの支援で終わりなののでしょうか。3つ目になります。前に一般質問をしたときに聞きましたけれど、歳入として、特別交付税や北海道の交付金が入る予定だと思うのですが、財源として記載されていないのですが、これについてはいかがでしょうか。
- **副議長 大釜 登** 保健福祉課長。
- **保健福祉課長 渡辺 泰子** 1世帯1万円の根拠ということですが、明らかな根拠があるというわけではないのですが、平成20年に同じ事業を実施しておりまして、その時に1世帯1万円という事業を実施しておりますので、その時の事業に合わせて1万円と考えました。今後、灯油価格が更に上昇した時にどうするかについては、近隣市町村の情勢なども見まして、相談しながら検討していくことになるかなと思います。特別交付金につきましては、地域づくり総合交付金というものがございまして、北海道が交付するものとなっておりますが、かなり早い時期の通知と申請締め切りとなつてございましたので、申請する予定がないということ進んでおりました。ですが、その後、北海道から連絡がありまして、交付額の増額と再度の申請の受付を行うということでもありますので、その通知が来ましたら交付を申請したいと考えております。
- **副議長 大釜 登** 東出善幸議員。
- **議員 東出 善幸** 今、最後に言われた北海道の交付金については、実際に申請してみないとわからない状況なので、記載はしていないということですね。
- **副議長 大釜 登** 保健福祉課長。
- **保健福祉課長 渡辺 泰子** そのとおりでございます。詳細な通知が、まだ来ておりませんので、来次第、交付を申請したいと思っております。
- **副議長 大釜 登** 東出善幸議員。

## 令和3年第4回臨時会（12月16日）

- 議員 東出 善幸 了解です。
- 副議長 大釜 登 他に質疑ございませんか。
- 副議長 大釜 登 楠 順一議員。
- 議員 楠 順一 1点、確認なのですけれど、先ほど、説明のあった内容を聞き漏らしたかもしれませんが、資料の中に議案第52号と議案第53号とで分けて説明いただいたのですけれど、この後、追加議案ということで議案第53号の提案をされて、クーポン分の5万円を現金で支給するというところで上程されるということで良いですね。
- 副議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議員のおっしゃられるとおり、そのようにさせていただきたいと思っております。
- 副議長 大釜 登 楠 順一議員。
- 議員 楠 順一 その時に議論しても良いかと思うのですけれど、いろいろな議論が国会でも行われていて、それを聞いておりました、クーポンというのが非常に事務費も掛かるし、使い勝手も悪いというようなこともあって、一括現金ということになったと思うのですけれど、私個人的には置き忘れられた議論があるのではないかなと思うのです。新型コロナウイルス感染症によって疲弊した地域経済にクーポンを使って、消費に回って、それを波及させるという狙いがあったと思うのです。現金支給に反対するわけじゃないのですけれど、その辺の課題はどうなるのだということが、どうも置き忘れられている気がするのです。この給付金がそのような消費に回るような、地域の事業者とかに対する施策や地域経済に波及するような施策というものも考えていかなければならないかなと思うのです。その辺について、今、お考えあるのかどうか。そのようなことをこれから検討していく考えがあるのかどうか。その辺のことを聞きたいのですけれど。
- 副議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 今回の子育てに係る給付金が、地域経済対策も兼ねているというのは承知をしております。また、そのような国の考えを踏まえて、当初、クーポンで5万円という考えでございました。ただし、先ほども少しお話しましたが、地域経済に直接使われるわけですから効果があるというのはわかるのですけれど、子育てということで、どこの自治体も悩んでいるかと思うのですけれど、子育てに係る支援ということで、まず、そこを尊重したいということがあります。クーポンの作り方にもよるのですけれど、月形町限定で使えるものということになりますと、子育てに係る経費はいろいろありますけれど、例えば、商品を買うだけではなく、塾に通わせる費用等の広い範囲での支援というのができないというのもあります。それとなるべく早く支給

## 令和3年第4回臨時会（12月16日）

をするというのが、これは国の方でも言っておりますけれど、それもあります。同じような事情でもって、現金支給に変えるという自治体もいろいろ聞いておりますけれど、そのようなことも踏まえて、今回の子育ての臨時給付金については、現金で支給をして支援したいと考えたところでございます。

- 副議長 大釜 登 楠 順一議員。
- 議員 楠 順一 おそらく、そのようなことだろうなというふうには気はするのですが、どうも今回はそれぞれの目的が、なんと言うのですか、二つの目的が、二兎追うものは一兎も得ずじゃないですが、そのようなことで混乱や不具合を招いたのかなと気はしますけれど、一方で地域の経済をどうするかという課題が残っているわけですから、その辺については、国も考えてもらわなければならないですが、我々地域としても考えていく必要があるし、特に私が最近感じているのは、コロナ禍でお金の使い方や回り方がかなり変わってきたと思うのです。我々の地域や商業者が、それになかなか対応できてないという部分もあるので、その辺についても、これを良い機会に議論して進めていく必要があると私は思いますので、これについては答弁いりませんけれど、よろしくお願ひしたいと思います。
- 副議長 大釜 登 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 副議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 副議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第52号は原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 副議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程4番 意見案第8号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の 解明と支援策を求める要望意見書の提出について

- 副議長 大釜 登 日程4番 意見案第8号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 副議長 大釜 登 楠 順一議員。
- 議員 楠 順一 意見案第8号をご覧願ひます。意見案第8号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書の提出について、地方自治法第99条の規定に基づき、要望意見書を月形町議会会議規則第14条の規定により提出するものです。令和3年12月16日

## 令和3年第4回臨時会（12月16日）

の提出です。この意見案の賛成者として、月形町議会議員 我妻 耕議員、同じく堀 広一議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明します。北海道内では、南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化、海水温上昇の原因の究明が急務となっています。毎年、その被害状況は増しており、サケ、サンマ等が減少し、長期的には昆布の水揚げも激減してきています。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を破るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせています。このため、次の6つの事項を要望するものです。1つ目は、カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。2つ目は、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の事態調査を行うこと。3つ目は、被害対策の策定と支援を行うこと。4つ目は、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。5つ目は、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。6つ目は、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、意見案第8号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 副議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 副議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 副議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。意見案第8号は原案のとおり提出することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 副議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり提出することに決定いたしました。
  
- 副議長 大釜 登 お諮りします。町長から、議案第53号が提出されました。これを日程に追加し、追加議事日程として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認め、議案第53号を日程に追加し、追加議事日程第1号として議題とすることに決定いたしました。
  
- 副議長 大釜 登 暫時休憩します。 （午前10時33分休憩）

## 令和3年第4回臨時会（12月16日）

○ 副議長 大釜 登 会議を再開します。（午前10時35分再開）

◎ 追加日程1番 議案第53号 令和3年度月形町一般会計補正予算（第6号）

○ 副議長 大釜 登 追加日程1番 議案第53号 令和3年度月形町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 副議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案1ページでございますが、議案第53号 令和3年度月形町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第6号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,445万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,475万7,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。この補正予算第6号でございますが、先ほど、議決をいただきました議案第52号の補正予算第5号でご説明を申し上げました18歳以下の児童に1人あたり10万円相当を給付するという子育て世帯臨時特別支援事業及び拡充事業のうちの1人あたり5万円分を支給する交付金の予算補正であります。補正予算第5号と本補正予算に係る交付金を合算しまして、1人あたり10万円を年内から現金支給を始めたいとするものでございます。

14ページをお開きください。歳出でございます。3款 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費 補正額 1,445万円、説明欄でございますが、子育て世帯等臨時特別支援事業交付金、対象児童280名の5万円分、1,400万円でございます。次に、子育て世帯等臨時特別支援拡充事業交付金、先ほどの国の事業の対象外となった児童に対しましての町単独での5万円の給付分でございます。対象者は9名を予定しておりまして、交付金45万円でございます。10ページをお開きいただきたいと思います。歳入、14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 2目 民生費国庫補助金 補正額1,400万円、国の事業分に係る全額の補助金で1,400万円でございます。12ページでございます。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 補正額45万円、町単独分の交付金45万円を繰越金で対応するというものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○ 副議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 副議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

## 令和3年第4回臨時会（12月16日）

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 副議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第53号は原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 副議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
  
- 副議長 大釜 登 以上で本臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもちまして令和3年第4回月形町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時40分閉会）